

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

消火栓・防火水槽付近の駐車禁止

皆さんは、「消火栓」や「防火水槽」を知っていますか。

▶ 消火活動に欠かすことのできない設備

消火栓や防火水槽は、火災発生時に消火のために必要な水を消防隊に供給する設備です。

消防隊は定期的に調査や点検を行い、いつでもどこで火災が発生しても、すぐに消火活動ができる体制をとっています。

㊦ 消火栓を使用している様子



▶ どんな場所にあるの？

道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を知らせるため、標識を掲げているもの、路上や蓋にマーキングをしているものがあります。

また、消防水利として指定されているプールなども、消火活動に使用することがあります。

㊦ 蓋をマーキング ㊦ 標識を掲げるもの



▶ 違法駐車で消火活動の妨げに…

火災発生時に、消火栓や防火水槽付近に違法に駐車された車両が障害となり、消火活動を妨げるケースがあります。

道路交通法で、消火栓や防火水槽付近の駐車は禁止されています。一刻を争う消防活動の妨げにならないためにも、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶ 道路交通法で駐車を禁止している場所（消防部分）

① 消防水利の周辺

- ・ 消火栓から5メートル以内の部分
- ・ 消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ・ 消防用防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・ 指定消防水利（プール、池、井戸、河川など）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

② その他

- ・ 消防用機械器具の置場（消防自動車の車庫や消火用ホース格納庫など）の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・ 火災報知機から1メートル以内の部分
- ・ 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

Information

3月1日～3月7日 春季火災予防運動

無防備な心に火災がかくれんぼ

▶ 実行しよう「火の用心 7つのポイント」

- 1 家の周りに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝タバコやタバコの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 家庭や事業所では、たき火をしない。
- 5 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近付けない。